水道局から断水のお知らせです

水道局では、水の〝にごり〟をなくすため、次の地域で配水管のそうじをします。そうじは、できるだけ水を使わない夜の9時から翌朝午前3時までの時間を選んで行います。

このとき、断水、あるいは水の出が悪くなったり、また作業が終わっても、一時的に水がにごることもあります。作業当日のご協力をお願いします。

作業の影響を受ける地域のかたへ——＊

♡…作業当日は、午後9時から「断水」しない場合でも、水の使用をご遠慮ください。作業を始めても、影響ある区域全部が「断水」するわけでなく、圧力が低くなりますが、水の出る時があります。しかし、作業時間中に水が使われると、各家庭の給水管に〝にごり水〟が入り、作業が終わっても、長時間きれいにならないことがあるためです。

♡…翌朝、水を使いはじめるときには、水がきれいになっているかどうかを確かめてからご使用ください。いきなり洗たく物に水をはりこむことなどのないよう、十分ご注意ください。

（作業時間はいずれも夜9時から翌朝午前3時までです）

期　日	作　業　を　す　る　路　線	影響のある区域（断水減圧濁り）
6月7日	浄水場～配水池	旧金津、小合、新関、草水、山谷、天神、古田
6月8日	配水池～新栄町、山谷町	旧金津、小合地区全域、山谷町、新栄町、美幸町
6月9日	新栄町～金津 田　家～〃	旧金津地区全域、田家、程島
6月10日	天神～出戸	天神、古田、旧小合地区全域
6月11日	配水池～草水・大関	草水、小口、大関、下新
6月14日	浄水場～金沢町三方口 配水池～　〃	東町、新金沢町、金沢町、秋葉2丁目
6月15日	金沢三方口～新町大橋　金沢1～第二小～日宝町 小出医院・熊木商店～し尿処理場	金沢町1丁目、新町1、2、3丁目、日宝町 本町4丁目の一部（ヤマセプラザの付近）
6月16日	大橋～駅 ショッピングセンター～新津温泉	本町1、2丁目、善道町、下興野町 本町2、3、4丁目
6月17日	配水池～本町～駅 東北電力～神林鉄工・かね藤	秋葉1、2丁目、本町1、2、3、4丁目 滝谷本町
6月18日	江戸っ子～桑名医院 下水道ポンプ場～下興野・山長ストアー～電修場	本町2丁目、善道町1、2丁目、下興野町
6月21日	浄水場～大島橋	満願寺、七日町、大蔵、旧荻川全域
6月22日	荻島～川口	荻島、結、川口
6月23日	配水池～1中～新栄町 吉岡町～田家諏訪神社	秋葉、田家1、2、3丁目、吉岡団地、新栄町
6月24日	鉄道学園～新金沢町	新金沢町（日中実施）
6月25日	朝日橋～蒲ケ沢	古津、蒲ケ沢（日中実施）
6月25日	中沢～田家	中沢、田家（日中実施）
6月28日	車場団地	車場団地全域（日中実施）
6月29日	北上団地	北上1、2丁目（日中実施）
6月30日	駅裏団地	山谷町、美幸町全域（日中実施）

（注）○○町の一部となっている場合は、作業をする配水管の欄をみて、影響のある区域を推定してください。
その配水管の付近が影響を受けます。

市民税 均等割が変わります

さる四月の市議会臨時会で、地方税制の一部改正に伴う「市税条例」の一部が改正されました。

先号は、固定資産税と軽自動車税についてお知らせしましたが、今号は、市民税についてお知らせします。

個人の均等割——＊

法律の改正によって、市民税の均等割が、五十一年分から千二百円になりました。

同時に、県民税の均等割も従来の百円から三百円に引上げられました。

しかし、住民税の均等割額が引上げられた反面、所得の低い人たちの負担の軽減もはかられます。

区分	新	旧
資本金額一億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社で市内の事業所の従業者の数が百人を超える法人	四万円	四千円
資本金額一億円を超える法人及び資本金額一千万円を超え一億円以下の法人	二万円	四千円
その他の法人	一万二千円	二千四百円

所得割の課税対象にならない人のうち、前年（五十年）の所得が一定の金額（五十一年分の計算は十一万円）以下の人は、均等割額も課税されないものです。

非課税の範囲、控除限度額等は——＊

♥…障害者、未成年者、老年者（六十五歳以上）、か婦で、前年中の所得金額が七十万円以下の人は、課税されないことになりました。（従来は六十万円以下）

♥…白色申告者の専従者控除額が、従来の二十七万五千円から四十万円に引き上げられました。

♥…老年者（六十五歳以上）控除をうけられるのは、所得額五百万円以下の人であったものが、一千万円以下に引き上げられました。

♥…医療費控除の限度額が、百万円から二百万円までに引き上げられました。

法人の均等割は——＊

法人の市民税均等割も長年据え置かれてきましたが、これも今回の改正で、左上の表のようになりました。

なお、当市は、従来、法人について法人税割は制限税率を、また均等割は標準税率を採用してきましたが、今回の改正で、均等割にも制限税率を採用することになりました。

児童手当などの現況届けを忘れずに——＊

児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給しているかたから、毎年「現況届」を提出していただくことになっています。

その提出期限は六月末日です。忘れずに社会福祉事務所あて届け出をしてください。

この届け出をしないと、手当が受給できなくなります。

□**届け出のさい持参するもの**

●児童手当…印鑑、受給者の年金証書（国民年金、厚生年金等の証書）

●児童扶養手当、特別児童扶養手当…印鑑、児童扶養（特別児童扶養）手当証書

なお、今年の一月一日以後に新津市に転入されたかたは、前の住所地の児童手当用の所得証明書が必要です。

お知らせ　児童手当の二月～五月分を、六月九日に受給者の預金口座に振込みます。

医療費無料カードの書替え手続き不要に

毎年六月になると、老人医療費受給者証の更新手続きをお願いしていましたが、今年から、この手続きがいらなくなりました。

新しい受給者証は、六月末頃にはみなさんのお手元にお届けしますが、もし、七月一日を過ぎても届かない場合には、社会福祉事務所までご連絡ください。

なお、新しく満七十歳になって受給資格のできた人は、保険証と印鑑を持参のうえ、社会福祉事務所で受給者証の交付手続きを受けてください。

水上安全法救助員の養成講習会——＊

日赤新潟県支部では、水上安全法救助員の養成講習会を行います。希望者は、参加費を添えて、社会福祉事務所へ申込んでください。

♡とき

●前期…六月十八日～二十日

●後期…七月三十日～八月一日時間はいずれも午前九時から午後五時まで

♡ところ

●前期…日赤新潟県支部（新潟市関屋下川原町）と新潟市営プール

●後期…日赤新潟県支部と金衛町海岸

♡参加資格…五百メートル以上泳げる十八歳以上の人

♡参加費…二百八十円

♡申込みしめ切り…六月十日（先着順六十名まで）

い号国債をお持ちの方に援護資金貸付け

戦没者の妻に支給されている国債（い号）をお持ちの方に、援護資金を貸付ける制度があります。貸付けを受けたい人は、六月十五日までに社会福祉事務所へ申請してください。

♡貸付け条件…六十五歳以上で生活資金を必要とする人

♡持参するもの…印鑑、国債

六月のスポーツ教室

♡六月八日、二十九日の午前十時から正午まで…バレーボール、バドミントン、卓球、体操

♡六月十五日の午前十時から正午まで…講義

♡六月四日、十一日、十八日、七月二日の午後七時から九時まで…バレーボール、バドミントン、バスケットボール、卓球

お買物、ご用命は市内で

マイホームの資金づくりから設計施行まで…
高級木造住宅設計・施行
新潟建設株式会社
新津市役所となり　TEL②7151